



土田会計事務所より耳よりミニ情報！

平成20年6月

リース取引は売買処理

梅雨入りのニュースもちらほらと耳にする季節になりました。

今月は、平成20年4月以降に締結したリース契約の取り扱いについてご説明させていただきます。

リース取引の売買処理

平成19年度の税務改正により平成20年4月1日以後契約分より売買処理することに変更となり、リース期間に応じて均等償却することになりました。但し、今までの契約分につきましては従来どおりの処理になります。

主な変更点につきましては下記のとおりとなります。

リース取引の種類別による処理方法

<現行>

- ① 原則： 売買処理
- ② 例外： 賃貸借取引（但し、未経過リース料総額等を注記）

<改正後>

- ① 売買処理（『リース資産』及び『リース債務』を貸借対照表に表示）
- ② リース資産の減価償却・・・定額法
- ③ 耐用年数・・・リース期間（残存価額が0）
- ④ リース料に含まれる利息相当額

原則： リース料総額から支払利息相当額を控除

例外： リース資産総額が重要性に乏しい場合（※）⇒リース料総額から支払利息相当控除しなくてもよい。

※ 会計上は重要性が乏しい少額リース、リース総額300万円以下あるいは、1年以内のリース契約のものは従来どおりの会計処理でよろしいのですが、税務

リース契約のものは従来どおりの会計処理でよろしいのですが、税務上は例外なく売買取引とされます。

仕訳例

<変更前> 毎月支払時

リース料	30,000	現金預金	31,500
仮払消費税等	1,500		

<変更後> 契約時

リース資産	3,000,000	リース債務	3,150,000
仮払消費税等	150,000		

リース料支払時

リース債務	31,500	現金預金	31,500
減価償却費	30,000	リース資産	30,000

その他、詳しい内容につきましては、土田会計事務所までご連絡下さい。

土田会計事務所

HP <http://www.tsuchida-kaikei.com>

e-mail tsuchida@asahi-net.email.ne.jp

TEL 03-3981-0328

FAX 03-3981-2567